

共通到達度確認試験(平成26年度試行試験)

民法

平成27年3月12日実施

科目	憲法	刑法	民法
試験時間	13:00~13:50	14:30~15:20	16:00~17:15

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出の禁止、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から試験終了(解答用紙の回収時間を含む)までは、解答が終了しても途中退出はできません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けてください。試験時間終了後は、問題冊子はお持ち帰りください(解答用紙は回収します)。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HBまたはBの黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具(HB・B以外、シャープペンシル等)を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計、眼鏡だけです。その他の物(六法、筆箱、眼鏡ケース等)はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。

3. 解答方法

記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。

マークは、各問題につき1つのみマークしてください(2つ以上マークすると無効になります)。

誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。

解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。

問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。

問題冊子の余白等は適宜利用してよいが、どのページも切り離してはいけません。試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。

4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ① 試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けた場合
- ② 他人に代わって試験を受けた場合
- ③ 他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④ 試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤ その他不正行為を行った場合

問題 1～30〔配点：各 2 点〕

以下の問題について、それぞれの内容が正しい場合には 1 を、誤っている場合には 2 を選びなさい。なお、争いがある場合には判例によるものとする。

問題 1

失踪宣告の取消しは、失踪の宣告後その取消前に善意でした法律行為の効力に影響を及ぼさない。

問題 2

非営利法人である一般社団法人・一般財団法人の設立については、いずれも準則主義が採用されている。

問題 3

法律行為の要素に錯誤があるために意思表示が無効となる場合、表意者自身に錯誤を理由として意思表示の無効を主張する意思がないときでも、意思表示の相手方は、当該意思表示の無効を主張することができる。

問題 4

代理行為の効果が帰属するのは本人であるから、代理行為における意思表示の効力が、意思の不存在、詐欺または強迫によって影響を受けるべき場合、その事実の有無は、本人について決する。

問題 5

時効の効力は、その完成の時から生じる。

問題 6

所有権は、時効によって消滅することはない。

問題 7

占有者が物の占有を侵奪されたときは、占有回収の訴えによって、侵奪者に対して、その物の返還を請求することができるが、ここにいう占有の侵奪とは、自己の意思によらずに物の所持を失った場合だけでなく、他人の欺罔によって物を引き渡した場合も含まれる。

問題 8

A B C 三者の共有である甲不動産について共有物分割協議が調わず、申立てに基づき裁判所が共有物の分割をする場合には、甲不動産を A の単独所有とし、A から B および C に対しそれぞれの持分の価格を賠償させる方法による分割をすることはできない。

問題 9

Aは、その所有する甲動産をBに売り渡した。Aが代金の支払を受ける前にBは、甲動産をCに転売した。この場合において、Aは、Cが占有改定によって甲動産の引渡しを受けたときは、売買の先取特権を甲動産について行使することができない。

問題 10

動産に質権を有する者は、質権設定者の同意なくして目的物を第三者に賃貸することができる。

問題 11

質権者は、質権設定者に、自己に代わって質物の占有をさせることができない。

問題 12

Aは、B酒店に、ビール1ダースの配達を頼み、Bは、配達するビールを、他のビールから分離し、これから持って行くとAに連絡したうえで、車で配達に出かけたが、途中で、Bの過失なく、そのビールがすべて滅失した。この場合であっても、Bは、Aに対して別のビール1ダースを引き渡さなければならない。

問題 13

AがBに対して250万円、BがCに対して400万円の債権を有する場合において、債権者代位権の要件を満たすときは、Aは、BのCに対する400万円の債権全額を代位行使することができる。

問題 14

債権譲渡の対抗要件としての通知は、債権の譲受人がその譲渡人から代理権を授与されて行ったとしても、その効力が認められる。

問題 15

Aは、Bから甲土地を賃借し、甲土地上に乙建物を建てて所有している。この場合において、乙建物をAから賃借しているCは、AがBに支払うべき甲土地の賃料支払債務について、Aの意思に反しても弁済することができる。

問題 16

債権者が、履行遅滞に陥った債務者に対して、相当な期間を定めずに債務の履行の催告をした。この場合において、債務者が債務を履行しないまま相当な期間が経過した後、債権者が解除の意思表示をしたときは、解除の効力が生じる。

問題 17

請負における仕事の目的物に瑕疵がある場合において、その瑕疵が重要でないときは、注文者は、請負人に対して瑕疵の修補を請求することはできない。

問題 18

受任者は、やむをえない事由がなければ、委任を解除することができない。

問題 19

不動産売買における売主の所有権移転登記義務と買主の代金支払義務とは、同時履行の関係にある。

問題 20

義務なく他人のために事務の管理を始めた者は、本人を代理する権限を有する。

問題 21

A が B 所有の甲動産を C に売却し、C に即時取得が成立した場合、B は、C に対して、不当利得として甲動産の価値相当額を返還請求することはできない。

問題 22

不法行為に基づく損害賠償債務は、被害者の加害者に対する催告を待たずに、損害発生と同時に遅滞に陥る。

問題 23

A が B に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有しており、B が A に対して消費貸借契約に基づく金銭債権を有している場合、A はこれらの債権を対当額で相殺することができる。

問題 24

夫と、妻の親とは、2 親等の姻族である。

問題 25

内縁関係の解消の場合の財産関係については、離別による解消の場合には財産分与に関する規定が類推適用され、死亡による解消の場合には配偶者相続権に関する規定が類推適用される。

問題 26

父または母による親権の行使が不相当であることにより子の利益を害する場合、家庭裁判所は、親権の停止を宣告することができる。

問題 27

A には子 B C があり、B には子 D がある事案において、A の死亡前に、B はすでに死亡していた。この場合、被相続人 A について、相続人である C がなお生きているので、D の代襲相続は認められない。

問題 28

推定相続人の廃除と異なり，相続欠格については，家庭裁判所における手続がなくとも，欠格事由が存在する者は，当然に相続人たる資格を失う。

問題 29

共同相続がされる場合において，可分債権としての金銭債権は，相続分に応じて，共同相続人に当然に分割承継される。

問題 30

A が死亡し，B C が共同相続した。この場合において，遺産分割前に，B によって遺産の一部である甲不動産についての B の持分が D に譲渡され，その登記後に，甲不動産を C が単独で取得する旨の遺産分割協議が成立したときは，C は，その登記がなくとも，甲不動産の単独所有権の取得を D に対抗することができる。

問題 31 【配点：6点】

A（成年）が脳梗塞で倒れ，その後遺症から事理弁識能力を欠く常況となった場合に関する以下の記述のうち，正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 検察官は，他に後見開始の審判を請求することができる者がある場合には，A についての後見開始の審判を請求することができない。
2. A が後見開始の審判を受けた場合には，A の配偶者が当然に成年後見人となる。
3. A が後見開始の審判を受けた後に行った法律行為は，原則として取り消すことができるが，成年後見人が事前に同意していた場合には，その法律行為を取り消すことはできない。
4. A の成年後見人は，A の財産に関する法律行為について代理権を有するが，A の住居となっている建物とその敷地を売却する場合には，たとえそれが A の治療費を調達するためになされるときであっても，家庭裁判所の許可が必要である。
5. A が後見開始の審判を受けた場合には，未成年者であっても A の成年後見人となることができる。

問題 32〔配点：6点〕

代理に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 代理人が自己または第三者の利益をはかるため代理権の範囲内の法律行為をした場合において、相手方が代理人の意図を知りまたは知ることができるときは、本人は、その法律行為について責任を負わない。
2. Aの妻Bが日常の家事に関する代理権の範囲を越えて第三者Cと法律行為をした場合において、Cがその行為がA Bの日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信じるにつき正当な理由のあるときは、Aも、Bの法律行為によって生じた債務について、責任を負う。
3. 代理権の消滅後、従前の代理人がなお代理人と称して従前の代理権の範囲に属さない法律行為をした場合において、その代理権の消滅について善意無過失の相手方が、自称代理人の行為について権限ありと信じるにつき正当な理由のあるときは、表見代理の成立が認められる。
4. 甲土地に抵当権を設定して借入れをすることにつき、その所有者Aから委任を受けた代理人Bが、甲土地をCに売却してしまった。CはBに甲土地売却の代理権がないことについて悪意であった。Cが移転登記を経由した上で、甲土地をさらにDに譲渡し、DはBに甲土地売却の代理権ありと信じるにつき正当な理由がある場合、Dについて表見代理が成立し、Dは、甲土地の所有権取得をAに対して主張できる。

問題 33〔配点：6点〕

Aがその所有する甲土地をBに譲渡した場合に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. A B間において契約時に所有権が移転する旨の合意をしていた場合であっても、甲土地の所有権は、AからBへの所有権移転登記をしなければ移転しない。
2. AからBへの甲土地の譲渡の後、その所有権移転登記がなされる前に、Aが、甲土地をCに譲渡し、AからCへの所有権移転登記がなされたとしても、Cは、甲土地の所有権を取得することはできない。
3. AからBへの甲土地の譲渡の後、その所有権移転登記がなされる前に、Dが甲土地を不法に占拠した場合であっても、AからBへの所有権移転登記がなされない限り、BのDに対する甲土地の所有権に基づく明渡請求は認められない。
4. AからBへの甲土地の譲渡の後、その所有権移転登記がなされる前にAが死亡し、EがAを単独相続した場合、Bは、甲土地につきEに対してBへの所有権移転登記を求めることができない。
5. 甲土地が、AからB、次いでBからFへと譲渡され、それぞれにつき所有権移転登記がなされた。その後、Aの甲土地譲渡契約の意思表示がBの詐欺を理由として取り消されたとしても、Fがそのことにつき善意であった場合には、Aは、Fに対して、その意思表示の取消しを対抗することができない。

問題 34〔配点：6 点〕

所有権の取得・帰属に関する以下の記述のうち，判例がある場合には判例に照らして，正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア．建物の賃借人 A が，賃借した建物に自己の費用で増築を施した。この場合，その増築部分が構造上・利用上の独立性を有するものと認められれば，賃貸人 B から増築について特段の承諾を得ていなかったとしても，その増築部分につき A に区分所有権が認められる。
- イ．A 所有の甲建物を A から無償で借り受け 15 年間占有を続けていた B が死亡した後，B の唯一の相続人 C が甲建物の占有を開始し 8 年が経過した。この場合，C による甲建物の占有が外形的・客観的にみて独自の所有の意思に基づくものと解される事情があったとしても，C は自己の占有に B の占有もあわせて所有権の時効取得を主張することができない。
- ウ．A が立木の所有権を留保して甲山林地を B に譲渡したが，A が立木に明認方法を施さないでいるうちに，B が甲山林地を立木も含め C に譲渡し，その旨の登記がなされた。この場合，C は A に対して立木の所有権を主張することができない。
- エ．成年被後見人 A が自己所有のパソコンを B に売却したが，これが取り消された場合，その取消し後に B からパソコンを譲り受けた C は，A B 間の売買が取り消しうるものであったことにつき善意・無過失であったとしても，そのパソコンの即時取得を主張することができない。
- オ．A 所有の甲土地に B の地上権と C の抵当権が順次設定され，その順序で登記もなされた後，A が B に甲土地を譲渡した場合，C の抵当権の実行により甲土地を買い受けた D が取得できるのは，B の地上権の負担のついた甲土地の所有権となる。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

問題 35〔配点：6 点〕

留置権に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア．留置権は物権であるから、留置権者は、目的物の占有を喪失しても、留置権に基づき占有者に対してその返還を請求することができる。
- イ．留置権は物権であるから、留置権の目的物の所有権が第三者に譲渡されても、留置権者は譲受人に対して留置権を行使することができる。
- ウ．留置権者は、目的物を占有する権原しか有さず、目的物から生じる果実を収取することはできない。
- エ．留置権者は、被担保債権の一部が弁済されても、なお目的物全体について留置権を行使することができる。
- オ．留置権の目的物の所有者が、その返還を請求する訴えを提起した場合、被担保債権が弁済されない限り、その請求は棄却される。

- 1．アイ 2．アウ 3．イエ 4．ウオ 5．エオ

問題 36〔配点：6 点〕

抵当権に関する以下の記述のうち、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア A がその所有する甲建物に B のために抵当権を設定し、その登記がなされた後、C が A から甲建物を 3 年間賃借する契約を結んで、その引渡しを受けた。この場合において、C は、B の抵当権に基づく競売によって甲建物の所有権を取得した D に対し、A C 間の賃貸借契約の期間が満了していなくても、直ちに甲建物を引き渡さなければならない。
- イ A は、B からその所有する甲建物を無償で借りる契約を結んで、その引渡しを受けた。その後、B は、甲建物に C のために抵当権を設定し、その登記がなされた。この場合、C の抵当権に基づく競売によって D が甲建物の所有権を取得した後も、A は、甲建物を使用することができる。
- ウ A は、その所有する甲建物に B のために抵当権を設定し、その登記がなされた。その後、C は、A から甲建物を 10 年間賃借する契約を結んで、その引渡しを受けた。この場合において、B が C の賃借権の存続に同意する意思表示をしていますが、その旨の登記がなされていない限り、C は、B の抵当権に基づく競売によって甲建物の所有権を取得した D に対し、賃借権を対抗することができない。
- エ A は、その所有する甲土地（更地）に B のために抵当権を設定した後、甲土地上に乙建物を建築した。この場合、B の抵当権に基づく競売によって甲土地の所有権を取得した C は、A に対し、乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう請求することができない。
- オ 甲土地およびこれを敷地とする乙建物を所有する A は、B のために甲土地に抵当権を設定した。この場合、B の抵当権に基づく競売によって甲土地の所有権を取得した C は、A に対して乙建物を収去して甲土地を明け渡すように請求することができない。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

問題 37〔配点：6点〕

通常の保証と連帯保証との比較に関する以下の記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア．通常の保証においては、書面でしなくても保証契約の効力が生じるが、連帯保証においては、書面でしなければ保証契約の効力が生じない。
- イ．通常の保証においては、主たる債務が不成立の場合には保証債務も発生しないが、連帯保証においては、主たる債務が不成立の場合でも保証債務は発生する。
- ウ．通常の保証においては、債権者が保証人に債務の履行を請求したときに、保証人はまず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができるが、連帯保証においては、保証人はそのような請求ができない。
- エ．通常の保証においては、主たる債務者が債務を承認したことによる時効の中断の効力は、保証人に対しても生じるが、連帯保証においては、その効力は保証人に対しては生じない。
- オ．通常の保証においては、債権者が保証人に対してした履行の請求による時効の中断の効力は、主たる債務者に対しては生じないが、連帯保証においては、その効力は主たる債務者に対しても生ずる。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 38〔配点：6点〕

売主の担保責任に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

- 1. 他人の土地の売主が目的物の所有権を買主に移転することができない場合において、買主は、その土地の所有者が売主でないことを契約時に知っていたときは、契約を解除することができない。
- 2. 土地の売買で目的物に地上権が設定されていた場合において、買主は、契約時にそのことを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、契約を解除するとともに、売主に対して損害賠償を請求することもできる。
- 3. 建物の売買で目的物に隠れた瑕疵があった場合において、買主は、目的物の性質につき錯誤におちいった状態で売買の意思表示をしたときでも、売主に対して、隠れた瑕疵を理由とする損害賠償を請求することはできるが、錯誤による契約の無効を主張することはできない。
- 4. 建物の売買で目的物に隠れた瑕疵があったために契約をした目的を達することができない場合において、買主による契約の解除は、目的物の引渡しの時から1年以内にしなければならない。

問題 39〔配点：6点〕

Aは、Bから賃借している甲建物を、Cに転貸して引き渡した。この場合に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア．AがBに無断でCに甲建物を使用させた場合であっても、Aの行為がBに対する背信的行為と認めるに足りない特段の事情のあるときは、BはCに対し、甲建物の引渡しを請求することはできない。
- イ．AがBに無断でCに甲建物を使用させた場合、Aの行為がBに対する背信的行為と認めるに足りない特段の事情のないときは、Bは、A B間の賃貸借を解除しなくても、Cに対し、甲建物の引渡しを請求することができる。
- ウ．Bは、A C間の転貸を承諾した場合、Cに対して甲建物の修繕義務を負う。
- エ．Bは、A C間の転貸を承諾した場合、Cに対して賃料の支払を請求することができる。
- オ．Bは、A C間の転貸を承諾した場合、Aの債務不履行を理由としてA B間の賃貸借を解除しても、Cに対し、甲建物の引渡しを請求することはできない。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 40〔配点：6点〕

Aは自動車運転中の過失により、歩道から飛び出してきた5歳の幼児Bと衝突し、死亡させた。Bの親Cは、Aに対して不法行為に基づく損害賠償を請求している。この事例に関する以下の記述のうち、判例のある場合は判例に照らして、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1. Bの被った財産的損害の額を算定するにあたっては、Bが生きていたならば将来得られたであろう賃金収入について、統計資料等を参考に算出することができる。
- 2. Bの被った精神的苦痛について慰謝料を請求する場合には、CがBの相続人である必要があるが、BがAに慰謝料を請求する意思表示をしていたことは必要ない。
- 3. Bの死亡によりCが被った精神的苦痛についての慰謝料を請求することはできない。
- 4. Bが歩道から飛び出したことにCの監督上の過失が認められる場合には、裁判所はその事情を斟酌して、損害賠償を減額することができる。
- 5. Bの死亡によりCが生命保険金を受け取った場合であっても、損害賠償は減額されない。

問題 41〔配点：6点〕

不法行為に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 故意または過失により他人の権利または利益を侵害した未成年者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。
2. 被用者が故意または過失により第三者に損害を加えた場合、その加害行為が被用者の従事する事業とは無関係のものであっても、使用者はその損害を賠償する責任を負う。
3. 請負人がその仕事について第三者に損害を加えた場合、注文または指図について過失がないときは、注文者はその損害を賠償する責任を負わない。
4. 土地の工作物の設置または保存に瑕疵があることによって他人に損害が生じた場合、工作物の占有者は、損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときであってもその損害を賠償する責任を負う。
5. 動物が他人に損害を加えた場合、動物の種類および性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときであっても、動物の占有者は、その損害を賠償する責任を負う。

問題 42〔配点：6点〕

父子関係に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. AとBが婚姻をしたが、その数日後にAが海外で収監されて4年間帰国することがなくBと会うこともできないままであった。婚姻から2年後にBがCを懐胎し、Aの帰国前に出産した。この場合においてAがCの出生を知った時から1年を経過した後であっても、AはAC間の父子関係を否定することができる。
2. 嫡出否認の訴えを提起できるのは夫と子のみであって、妻(母)が提起することはできない。
3. 未成年者が認知を行う場合、法定代理人の同意を得なければならない。
4. 夫Aの死後に、凍結保存されていたAの精子を用いた人工授精によって妻Bが懐胎し、子Cを出産した場合、認知の訴えによってAC間の父子関係を形成することができる。
5. 父Aが婚姻関係のないBとの間の子Cを自分の子として養育しているときは、その養育の事実をもって認知があったものとして、父子関係が形成される。

問題 43〔配点：6点〕

特別養子縁組に関する以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア．配偶者のない者は、特別養子縁組の養親となることができない。
- イ．未成年者は、その年齢にかかわらず、特別養子縁組の養子となることができる。
- ウ．特別養子縁組においては、離縁をすることができない。
- エ．特別養子縁組の成立には、養子となる者の父および母の同意がなければならない。
- オ．特別養子縁組をするには、家庭裁判所の審判がなければならない。

1. アウ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. エオ

問題 44〔配点：6点〕

遺産分割に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア．共同相続人中のある者に債務を負担させることを内容とした遺産分割協議が成立した場合、他の共同相続人は、その債務の不履行を理由として、遺産分割協議を解除することはできない。
- イ．共同相続人は、遺産の中に不動産が含まれる場合、共有物分割訴訟によって、その不動産の帰属を決定することができる。
- ウ．包括遺贈がなされた場合、包括受遺者が参加しない遺産分割協議が成立しても、それは無効である。
- エ．遺産の中に不動産が含まれ、それが賃貸されている場合、その不動産について遺産分割までに生じた賃料債権は、遺産分割を経るまでもなく、共同相続人に相続分の割合に応じて分割承継される。
- オ．遺産分割は、相続の開始から10年以内にしなければならない。

1. アイ 2. アウ 3. イオ 4. ウエ 5. エオ

問題 45〔配点：6点〕

遺言に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア．未成年者であっても，15歳に達している場合には，遺言をすることができる。
- イ．遺留分権利者は，遺贈が遺留分を侵害する場合，受遺者に対して遺留分減殺請求権を行使することができる。
- ウ．遺留分権利者は，遺言による相続分の指定によって遺留分の侵害が生ずる場合には，遺留分に関する権利を主張することができない。
- エ．Aが，「甲不動産を相続人の1人であるBに相続させる」旨の遺言を残して死亡した場合，甲不動産の所有権は，遺産分割を経ずに，Bに帰属する。
- オ．遺言は裁判所の検認を経なければならず，封印のある遺言書が家庭裁判所外で開封された場合，その遺言は無効となる。

- 1．アイ 2．アエ 3．イオ 4．ウエ 5．ウオ